

結

ゆい

いつまで続くのか？ウクライナ戦争は、もはや300日を超えていまだに終結は見えてこない。町が破壊され、多くの人命が失われている。このままでは、プーチンの「ロシアと西側（NATO）の現状」に対する不満は解消されないだろう。このまま時だけが過ぎていくのは虚しい。アメリカの軍需産業にとっては美味しいのだから。

いつまで続くのか？統一教会と自民党の癒着問題。地方議会・国会の中に多くの接点を持ち疑惑を持たれる議員が明らかになるも、役にたたない「被害者救済法案」の成立を以て幕引きを諮りたいのであろう。萩生田政調会長をはじめ多くのズブズブの議員を許してはならない。統一教会解散！被害者救済！

いつまで続くのか？岸田政権！7月参議院選挙後は3年間の黄金の期間か、針の筵か？世間には不満が渦巻いている。明日に希望を持たない人々の怒りを、ナショナリズム- 排外主義へと向かわせてはいけない。怒りの原因がこの社会の仕組みにこそ有るのだ。新自由主義的自己責任論を廃し、共同・共生の社会を目指そう！ 2023年は果たして… (大場一哉)

2022年12月30日 編集：ユニオンと連帯する市民の会

第31号



2022.12.19

国家権力は人のいのちを奪う権利があるのか-----	櫻井 善行
フリーランスに希望はあるか(2) -----	後藤 陽司
労働運動移り変わりを振り返って… -----	池住 義憲
名古屋越冬闘争への連帯・支援のお願い -----	小野 政美
当事者ではない私とLGBTの人たち -----	たかだ 洋子
労働組合が戦争協力に向かうとき -----	小野 政美
搾取はどう語られてきたのか(3) -----	木村 直樹
91回ユニオン学校 愛知争議団の歴史と現在 -----	松本 朗
92回ユニオン学校 名古屋合同労働組合の時代 -----	松本 朗
告知欄	

「極悪犯」と死刑執行 国家権力は人のいのちを奪う権利があるのか

櫻井 善行

あるニュースが7月26日流れた。東京・秋葉原で2008年6月に7人が死亡、10人が負傷した無差別殺傷事件で殺人罪などに問われ、死刑が確定した加藤智大（ともひろ）死刑囚（39）への刑を同日執行したとのニュースであった。

あの忌まわしい事件から14年の歳月が経過している。東日本大震災よりも以前の事であり、20歳前後の若い世代からすればおそらく記憶にはないであろう。「死刑執行」という行為よりも、私自身も自らの記憶から消えつつあった加藤智大のことを蘇らすことになった。彼が犯した行為は責められても、その起きた背景をきちんと分析しないことには亡くなった人も浮かばれないし、加藤自身も本意ではないであろう。せつかくだから、以下十数年前の記憶からこの出来事について考えて見たい。

「秋葉原通り魔事件」と云われる、加藤が犯した事件の概要は以下の通りである。2008年6月2日の日中、秋葉原の歩行者天国に加藤智大がレンタルした2トントラックで赤信号を無視して交差点に突入し、通行人5人を次々とはねた上、降車して通行人や警察官ら17人を次々と「ダガーナイフ」で刺した。一連の行為によって7人が死亡、10人が重軽傷を負った。報道機関などからは、秋葉原無差別殺傷事件と呼ばれている。

加藤が犯した行為を糾弾するだけでは意味は無い。事件後起きる背景、特に犯行までの加藤の心の推移は、関係者には申し訳ないが興味深い。

加藤は青森県でもトップクラスの進学校に入学した。ここまでは順風満帆の人生であった。おそらく家族をはじめとした周囲の期待を背負っていたことであろう。しかしここから歯車が狂ってしまう。大学受験に失敗した

彼は、地方の小さな工業短期大学に進学する。さらに就職も思うようなところに就けず、当時一般的であった派遣会社に登録し、大手トヨタ系企業に派遣されてはたらくことになる。時はリーマンショックや新自由主義の嵐が吹き荒れていた時期である。自己責任が前面に出て、「勝ち組」と「負け組」にあからさまに分化されていった。社会的連帯が喪失し、個の自覚だけが前面にでる。彼もまた「負け組」を自覚していく。その意味で、この事件は格差と差別が引き起こした事件という見方は否定はできないが、むしろエリートから脱落し「負け組」になっていく過程での自己否定から引き起こされた事件であるとみた方が理解しやすい。実際にこの事件を引き起こす前に、精神的に不安定になり、自死をはじめ様々な行為を計画しようとしていた。

歴史に「もしも」は禁句である。しかし彼が、生活に疲れ、負け組の自覚や、孤独にさいなまされることがなければ、違った道を彼は歩んでいたかも知れない。1つの歯車の狂いが、結果として大事件につながったのは確かかも知れない。

こんな大事件が起きたにもかかわらず、我々は何か学んだであろうか？類似事件はその後も起きている。そのたびに人は知ったふりして、安全な高い位置から「賢明な説教」を行う。見せしめ的な「厳罰主義」も健在である。それが「凶悪犯罪」を減らしているとは思えない。国家権力の偽善は、人の命をもっともな理由をつけて平気で奪ってしまう。私からすれば、戦争も死刑も大差は無いと考えている。死刑執行を認める法務大臣の職務を、「地味な仕事」というのは論外である。

「フリーランス」に希望はあるか（2）

後藤 陽司

◎「雇用によらない働き方」の現在

こうした自営業、個人事業主と呼ばれる、請負や業務委託の契約による「雇用によらない働き方」はコロナ禍以前より広まってきた。シルバー人材センター就労者、福祉的就労の障害者、病院で働く研修医・大学院生、新聞奨学生、NHK受信料集金員、アニメ・クリエイター、ホステス・ホスト、商品個配労働者、建設職人、家内労働者、さらに、スーパーホテル正・副支配人、俳優、音楽演奏者、ヨガスタジオ講師、クリーニング業取次業者、美容師・理容師、コンビニ・フランチャイズ・オーナー、インターネット通販出店、などである。そして個人請負の過労死・過労自殺事件が裁判にもなっていた。

2020年からのコロナ禍は、営業自粛などによる休業手当未払、シフトカットによる収入減、雇止め・解雇に遭った非正規雇用労働者を中心に、副業や転職によってこうした「雇用類似」「偽装雇用」「名ばかり個人事業主」の働き方を選択せざるを得ない人々を増やした。タニタや電通などの企業が正社員を個人事業主に転換する事例も出てきた。PFであるランサーズの発表によれば、フリーランス人口は近年約1000万人とされていたが、コロナ禍の2021年には1670万人に急増している。

しかし、「フリーランス」として従来から働いてきた人々にはさらなる苦難が直撃し、無権利が一挙に可視化した。休業による大幅な収入減に加えて、「労働者」としての保護がない、労働法や社会保障法が適用されない、非正規には不十分ながら一応の対策がなされた休業手当や失業手当、傷病手当が保障されていないという理不尽さが明らかになった。2020年の2月～7月に、特にフリーランスのシングルマザーの95%が、コロナ禍による雇用や収入への打撃を受けたというアンケート結果もある。仕事がほぼゼロになっ

たフリーのカメラマンの多くは廃業や転職をせざるを得なかった。感染危険の中で二輪車、四輪車を使って働くウーバーイーツやAmazonの配達員の無権利は、労働組合の結成につながった。Amazonの宅配員は、アプリのアルゴリズム（AIによる最適な手順）の指示によって常時監視されながら、1日に多数の商品を配達しなければならないのでトイレに行く時間も無く、車内にペットボトルを持参して排尿しているという（なお、Amazonの物流センターの社員やアルバイトについては、過重労働から業務中の死亡が相次いでいる）。

こうしたフリーランスの実態をさらに見てみる。連合が2016年に行ったアンケート調査によれば、クラウドワーキング専門の人の平均月収は7万3268円であり、月10万円にも満たない低賃金である（私は週5日の平日にできるだけシフトを入れて稼働すると約10万円前後である）。あるWebライターは、化粧品紹介の記事を1時間かけて1本書き、その報酬は手数料が引かれて87円だった。時給87円！その当時のパートの10分の1にしかならない。他にも1日13時間仕事して、30分しか昼休憩はない、また朝8時から12時間働き、年末年始休暇は無い、2つのアルバイトを毎日15時間仕事し、1か月休めないこともある、という人々もいる。2020年2～3月の内閣府の調査では、フリーランスの仕事を本業として年収600万円以上の人は13%、300万円未満が51%、200万円未満でも32%であり、副業が無ければ生活できないフリーランスが3割以上もいる（私は、障害者年金と言う副収入と、あとはやはり「有償ボランティア」の副業をしている：後述）。

伍賀一道氏によれば、「個人請負」・フリーランスは、数ある働き方の中で、最も失業の危険があり低賃金であり、なおかつ長時間労

働と過密な労働などで拘束されている。

さらにハラスメントも酷い。ある自治体の区史編纂に携わっている委託業務の人は、著作が勝手に他の媒体に転載されたり、改ざんされたりしたので（著作権侵害）、担当職員に抗議したところ、人格否定の酷い暴言や会議からの外しなどがされたという。またITフリーランスの人は、無視や自席の椅子を取られる、持参したパソコン周辺機器を複数回取られる、一方的な月額報酬の削減、周辺機器の件は「自作自演じゃないのか」と言われる、などの被害を受けたが、他の責任ある社員に相談しても全く取り合ってもらえなかったという。日本俳優連合の2019年のアンケート調査では、1218人中、レイプされた（同意のないセックスをさせられた） 53人（4.4%）、性的嗜好や性自認について話題にされた・からかわれた 96人（7.9%）、同意なく露出の高い衣服を着せられた 32人（2.5%）など深刻な結果である。

◎政府が進める「フリーランス」政策

最近、日本政府が使う「フリーランス」という用語は、「労働者」か、独立した「自営業者（self-employed）」かの区別という、労働法にとって一丁目一番地の問題、解決したはずの問題を再びくり返すものである。狙いは、使用者責任の回避と、労働者の無権利化を正当化しようとするものである。「フリーランス（freelance）」という言葉の語源は、「Free（自由）」な「槍（Lance）」、つまり、中世の野武士、自由騎士を指す言葉である。自由騎士は報酬によって戦いに参加する傭兵として、特定の君主に従属したり拘束されなかった。それが転じて、自由契約、とくに（個人）請負や委託契約で働く、作家、写真家などの専門職に使われることになった。政府が使う「フリーランス」は、こうした自由な専門家が高額報酬を得て、好きなときに自由に働く人というイメージを抱かせようとする点できわめて欺瞞的である。欧米では、安易に「フリーランス」と言わない。むしろ

「偽装自営業」「誤分類」として議論している。契約形式ではなく労働の実態に基づいて「労働者」として、本来の権利を主張、実現することが重要である。

戦後の日本は、「労働者」を広く捉え、労働組合法や労働基準法などを適用して、多くの労働者の権利を認めた。個人請負形式の労働者も、裁判で労働者として保護された。しかし、1980年代以降の新自由主義政策による規制緩和で、パート、契約社員などの非正規雇用が広がり、労働者に対する使用者責任が不明確にされるなど、労働法・労働行政が大きく後退した。特に、1985年の労働者派遣法制定以降、下請・派遣労働が広がり、労災などの被害が非正規雇用に集中した。同年、政府は、内勤正社員をモデルとする狭い「労働者」概念を採用した。裁判所も、その影響を受けて消極的な判断に変わった。また、政府は、「家内労働法」や「シルバー人材センター」を制度化し、個人請負として「労働法適用のない働き方」を労働行政自身が拡大した。建設業の「一人親方」は、80年代頃から、独立性を弱め大手建設企業などに従属した働き方に変化したが、政府は、その実態に基づいた保護でなく、「労災保険特別加入制度」で真の保護を回避してきた。その中でも、アスベスト訴訟最高裁2021.5.17判決は、国の規制権限不行使を認め、労働安全衛生法57条は労働者に該当しない者も保護するとして、「一人親方」への補償・予防拡大へ画期的な道を開いた。そして、これを受けて厚労省が、11省令で、個人事業主に対する保護措置を規定し（2023年4月施行）、現在「個人事業主等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」も開かれており、業界団体からヒアリング、当事者の参加もなされ、メンタル問題も議論されている。このように労働法の一部を、個人事業主へ拡大する動きも出てきた。

しかし、政府・財界は、「フリーランス」という美名の下で「非雇用」拡大政策を変え

ていない。2016年に安倍政権が「働き方改革」の中心的な柱の1つとして、「雇用によらない働き方」を政策として推進した。厚生労働省の「働き方の未来2035」懇談会、経済産業省の「時間・場所・契約にとらわれない柔軟な働き方」、政府の日本経済再生本部の未来投資会議の2019年「雇用によらない働き方」。これらの会議にはリクルートやパソナ、PF業者が参加し、ビジネスチャンスを狙っている。2021年の「フリーランス・ガイドライン」や2022年の「フリーランス新法（正式名称：フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案）」は、「個人請負」＝独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法での対応、労働法不適用という枠内での「保護措置」に限ろうとする欺瞞的な政策である。とくに、労災保険を拡張適用するのではなく、「特別加入」の拡大は、抜本的改善ではなく、本来の権利実現を回避するものである。欧州では、「誤分類」是正を基本に自営業者にも労災保険の適用を拡大する動きを進めており、中国も同様に、プラットフォーム労働者の保護を進めている。「特別加入」拡大は、世界の流れに反するだけでなく、アスベスト最高裁判決が示した抜本的解決方向にも反している。

2018年以降の「関西生コン支部事件」も「非雇用」拡大の流れの中にある。産業別労働組合による団体交渉やストライキが刑事事件として弾圧され、多くの組合員が逮捕、起訴され、有罪判決を受けている。特に、団体交渉の際、日々雇用の運転手を個人事業主として読み替え、「労働者ではなく事業主なのに労働条件交渉をしたのは義務なきことの強要」として、強要未遂などで労組員が逮捕された。また、生コンの中継地でストへの協力を呼びかけた運転手の所属会社に関生支部員がいなかったことをもって、無関係な会社の運送を妨げた威力業務妨害として逮捕した。つまり、日々雇用の社員をフリーランス運転手とし、産別労組による産業全体の労働条件

改善要求については、当該企業の労組員ではないという企業別労働組合の論理を当てはめて、労働基本権の保護から除外し、刑事罰化したのである。労働者概念の矮小化である。

岸田内閣の掲げる「新しい資本主義」も、総体としては労働者のフリーランス化を狙っている。すなわち、ア) 労働時間規制の緩和（裁量労働制、フレックスタイム制、変形時間労働制。事業場外みなし労働（テレワーク）、イ) 無期転換ルール、研究職などへの脱法的雇止め、ウ) 無限定社員（正社員）、限定正社員（日本型の「ジョブ型」：職務限定、地域限定、時間限定等）、エ) 「シフト制労働契約」、オ) 「リスキング労働移動政策」（副業など人を送り出す企業・人を受け入れる企業・仲介する人材ビジネスに助成金、労働移動政策に積極的な企業名の公表）、カ) 解雇の金銭解決制度の導入や副業、兼業の推進、である。

しかし、日本と違って世界は、約25年以上も前から大きく変化してきた。ILO、OECD、EUなどの国際機関が、新自由主義が生んだ弊害、とくに、労働分野での非正規雇用の弊害是正の方向へ大きく転換した。2006年、ILOは、雇用責任を逃れるために自営業を偽装した違法の広がりをは正す目的で「雇用関係」勧告を採択した。2010年代から「プラットフォーム労働」が広がる中で、この「2006年勧告」が注目を集め、世界各国で自営業偽装の是正が広がった。欧米諸国の最高裁判所が労働側勝訴の画期的判決を下した。仏、伊、西はプラットフォーム労働者関連の法律を制定し、昨年末、こうした動きを反映してEU委員会が「プラットフォーム労働指令」案を決定した。最近の各国の動きで注目されるのは、「雇用の推定」に基づいて使用者側に「立証責任」を転換していることである。世界は、日本の数周先を進んでいる。

(つづく)

労働運動移り変わりを振り返って…

池住 義憲

“賃上げ経済闘争と、政治闘争を結合”

これは今から50年ほど前、労働組合運動をやっていた時の私の思いです。1967年4月～1976年4月までの9年間、私は総評全国一般東京地方本部（東京地本）に属する東京YMCA労働組合員でした。組合員は約200人。全国に数多くあった中小規模企業内労組の一つでした。宗教（キリスト教）を基盤とする組織の労組としては珍しく、私は専従ではありませんが、書記長・副委員長・委員長として活動していました。

1960～70年代といえば、安保闘争とベトナム反戦運動、沖縄復帰闘争などで明け暮れた時期。高度経済成長によるひずみが多々あるなかでも、飛鳥田横浜市長、美濃部東京都知事、蟻川京都府知事、黒田大阪府知事など、革新ブームで大都市圏に革新首長が誕生した時期でした。

大卒後、私が就職したのが丁度この頃（1967年）。当時、経済闘争としての春闘は、全国的に広がり発展。60年安保闘争という政治闘争と結託して、組合運動は新たな段階に入った時期でした。社会のそうした流れ・動きのなかで、労組委員長だった1972～73年、一日ストライキを行い、神田・美土代町の東京YMCA本館前路上で赤旗を振ったこともありました。

そもそも日本の労働運動は、1945年9月、GHQの肝いりで出発。共産党／共産主義を排除しようとするGHQ思惑とそのGHQの保護育成下で、出発しました。二カ月後に日本社会党が結成されますが、当初の基本は反共、親米、労使協調主義でした。敗戦・荒廃した日

本を復興させるには、とにかく労使が協調することがベスト、との考えからだったのでしょう。1950年に総評が結成されたのも同じ流れだったと思います。

それが変わったのが、1950年サンフランシスコ講和条約への賛否と、旧安保条約調印の可否を巡ってから。総評/社会党内は、日本の再軍備賛否で、右派と左派に分裂。1960年新安保条約締結を巡って以降、対立は拡大。丁度私の高校・大学時代（1960～1967年）でした。

日本の労働運動は、その後も移り変わる。新安保条約締結後、1978年の日米旧ガイドラインを機に、右翼的潮流が主導権を握る。1985年労働者派遣法、1986年国鉄分割民営化で労働者／労働運動は分断。1987～89年に「連合」発足と、「総評」解散。そして1991年東西冷戦構造終結以後、湾岸戦争・アフガン戦争・イラク戦争を経て、日米新ガイドラインへと続く…。

今や労働運動は新自由主義の圧倒的な流れに押され、労働者間の連携、連帯がさらに弱められている。労働組合運動そのものがより広範に組織化、社会化するのではなく、“個人化”している。私には答え/応えがわからないが、少なくとも新自由主義そのものへの批判的分析を深めることは欠かせないと思う。今後の労働運動の報告、あり方を注視したいと思う。

(2022年12月5日記)

2022・2023 名古屋越冬闘争への連帯・支援のお願い

小野政美（名古屋越冬実行委員会）

毎年の名古屋越冬活動や野宿者支援活動へのご協力、ご支援、有難うございます。今年で48年目になりました第48回名古屋越冬活動へのご協力・ご支援・連帯を今年もよろしくお願いいたします。

名古屋越冬活動は、野宿を強いられる人々、生活困難を生きる人々の、厳しい年末年始を生き延びる闘いです。地下鉄名城線の市役所駅から徒歩6分の小さな大津橋小園の越冬会場には各団体のテントブースが並び、公園中央では焚火が燃やされます。連日夜7時からの「焚き出し」、朝昼の「共同炊事」、「夜回り」では、野宿生活者に食料・飲み物・カイロなどの物資を届けます。越冬活動は、多くの人々によって担われています。毎日夜、担当が交代で行う炊き出し、毎朝昼の共同炊事の準備、支援物資の運搬や受け取り・整理、支援者・支援物資・カンパなどの受付、焚火の管理、材木の管理、水・お湯・お茶の管理、野宿者のテント宿泊者支援、医師・看護師・ボランティアによる医療・生活相談、衣類の提供、医師による診察や血圧測定、生活保護の申請手続き相談、越冬後の区役所への同行支援相談、弁護士による無料法律相談、無料散髪、越冬炊き出しの手配準備など多彩な活動が行われます。

昨年2021年の越冬でも、コロナ禍で厳しい状況が続く中、全国各地から毛布・衣類・食料品・カイロなどの支援物資や多額のカンパが届き、越冬団結公園にも「ユニオンと連帯する市民の会」、「ユニオン」、「健康センター」など多くの市民・市民団体の人々が、越冬闘争支援・連帯に参加しました。

コロナ禍の日々、物価上昇等、皆さんの生活も大変だと思います。今年も名古屋越冬活動、野宿者支援へのご協力、ご支援・連帯をよろしく願います。越冬活動の公園で、さまざまな「生き延びる闘い・越冬活動」に参加され、多くの皆さんが、野宿を余儀なくされる人々やボランティアなどたくさんの人々に出会えることを願っています。

<2022・2023 名古屋越冬活動の日程・会場・電話等について>

- ◆12月28日（水曜）から2022年1月4日（水曜）朝まで、名古屋越冬活動です。コロナ禍のため、越冬会場でのマスク着用・手洗い・検温・大声会話控え・間隔開け等にご協力ください
- ◆越冬会場は、名古屋市中区三の丸2丁目7 大津橋小園（外堀通り・テニスコート西側；地下鉄名古屋市役所下車）です。
- ◆越冬期間中（12/28～1/3及び12/10）のみの電話 070-1677-0666

<<越冬関係のスケジュール>>

- ①12月10日（土曜）14時～17時「越冬前段集会」
- ②12月22日（木曜）10時～12時 名古屋市交渉（人数制限あり）
- ③12月23日（金曜）14時～16時 愛知県・愛知労働局交渉（13時半集合；愛知県自治センター）
- ④12月28日（水曜）10時～越冬拠点会場設営；越冬活動スタート
- ⑤12月28日（水曜）18時～18時50分「越冬突入集会」（越冬案内、参加者からのアピール等）

<<越冬関係の支援について>>

- ◆支援カンパ、毛布、男性用衣類・防寒服、肌着・靴下（新品限定）、使い切りカイロ、食料（コメ・野菜・みそ・醤油・砂糖・乾物・果物）などのご支援をお願いします。
- ◆支援物資受付・郵送・宅配届け先住所などは、添付の案内をご覧ください。
- ◆さまざまな形でのご協力ご支援・連帯、よろしく願います。

当事者ではない私とLGBTの人たち

たかだ洋子

2015年なぜ議員に女性が少ないのか知りたくて、私は社会人大学院生になった。大学院でLGBTの議論に接したが、正直、何のことか、わからなかった。それが男女平等の問題と関係があると聞いても、なかなか理解できなかった。

しかしある日、どなたかが中日新聞に書いておられた文章を読んで、初めて納得したことがあるので、それをここで共有しようと思う。それは「自然界の境界は常に曖昧」という一つの事実を教えたものだった。工業製品ならば、くっきりと境界を作ることはできる。しかし、自然の世界はそうではない。人間には二つの性がある。男性と女性だ。古いミイラを研究するときにはまず、それは、男性のミイラかあるいは女性のミイラか。向こうから誰かが歩いてくるのを見て私たちの目は咄嗟にその人影は女性か男性か、見分けようと働く。わずかなシルエットからでも判別しようとする。確かに人間世界は男性か女性かの世界だ。だけど、自然の境界は曖昧なのだ。例えば、白い絵の具と黒い絵の具で紙を半分に色分けすれば、そこには境界線があって、黒と白が混じり合う場所が生じるのが自然だ。だから、男女の境界線上に、白でもあり黒でもある部分がある。それは、自然現象なのだ。

私自身は、例えば白色の真ん中にいるとすると、白のことは当事者として理解できても、黒や灰色部分にいる人のことは、彼らの声を聞かないと何も想像できない。女は秋の空などと意味不明な言葉があるのは、黒には白が理解できない、あるいは馬鹿にしていると教えている、それと同じだ。

性的指向についても、人それぞれだ。私の知り合いの娘さんが結婚相手の条件に「自分よりも若い人」でなければ絶対に嫌だと、言った人があった。年上の男性に触られることを想像すると気持ちが悪いので無理だと、彼女は言った。それを思うと、男性に恋できない女性もあるだろうと想像できる。あなたはそれを非難しますか。

ところで、最近れいわ新選組から立候補された「カレンさん」の発言が衝撃だった。女性になって「I am free!」ああ、自由だと、歓声をあげて実感したと、発言された。男性より女性の方が自由だったなんて、そんなことがあるのだろうか。フェミニズムが「女性解放の思想」とも訳されるほどに、女に自由がないと議論されてきたのが19世紀からつながるフェミニズムだ。カレンさんが「自由だ」と感じたのは、「女だから自由」なのではない。男性として生きた時の「私は男性ではない」と感じる苦しみから解放された自由。それはある意味、彼女の男性としての経験ではないのか。彼女は、おそらく、女性のことはきつとまだあんまり知らない。

しかし、今や灰色部分に一定の数の人々が存在することがはっきりした。そうであれば、自分に理解できないことを「気持ち悪い」などと、人を馬鹿にしたような偉そうな冗談を言わないように、自分を戒める必要がある。わたしたちの社会は黒が支配し白に君臨し、灰色を貶めてきた。政治家を票と金で籠絡した団体がジェンダー平等、夫婦別姓の選択、LGBT理解増進を阻む。あなたは、この団体に籠絡された政治を許しますか。

労働組合が戦争協力に向かうとき

小野政美（元愛知県教育労働者；日教組組合員）

はじめに

安倍・菅政権に続く岸田政権の下で、ウクライナ戦争を梃子にしながら、改憲準備・「台湾有事は日本有事」という名で着々と進められ、海外派兵準備、軍事予算増強（5年間で43兆円・世界第3位）、陸海空自衛隊の米軍などとの共同軍事演習、武器輸出拡大、そして、沖縄諸島軍事要塞化が進んでいる。

12月2日、「敵基地攻撃能力の保有」（「先制攻撃」を含む「反撃能力」）に自民・公明が合意した。「安全保障関連3文書」に明記し、政府は、「敵基地攻撃能力」の保有は、憲法の規定から「専守防衛」に徹してきた自衛隊の役割を大きく変えるものである。実際に攻撃する場合は、安倍晋三政権下で制定された安全保障関連法の「武力攻撃事態・存立危機事態対処法」では、これまで「行使できない」とされてきた集団的自衛権を存立危機事態であれば「行使できる」と変えたが、この法律に基づき実施することも確認された。存立危機事態とは「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（自衛隊法76条の二）と規定されている。「密接な関係にある他国」が攻撃された場合を存立危機事態と認定し、他国を守るために自衛隊が海外で武力行使できることになる。

生活の不安定、安心感・信頼感のない不安で冷酷な日本社会で、多くの若者たち、非正規労働者が新自由主義・「自己責任」を空気のように吸って生きざるを得ず、自民党・日本維新の会・参政党、NHK党などの改憲政党を支持する時代になり、改憲議席は既に3分の2を超えた。芳野連合会長（機械・金属産業を中心とする産別労組「ものづくり産業労働組合（JAM）」出身）が、会長就任直後から、衆院選で立憲民主党と日本共産党が共闘したことを激し

く批判し、「連合と共産党の考えが違う。立民と共産党の共闘はありえない」と、共産党や労働組合・ユニオンに対して強いアレルギー反応を示している。

いまこそ、労働組合が軍備増強、改憲、戦争協力に向かう意味について考えることが重要である。私は、40年近く愛知県教育労働者であり、日教組・愛知県教員組合（総評・連合）の組合員（「日の丸・君が代」拒否等の少数派組合員）であったが、ここでは、日本の戦前の労働組合が戦争協力に向かう歴史を改めて振り返ることから労働組合が戦争協力に向かう意味を考え始めたい。

1. 戦前の日本の労働組合は

日本では、戦前、労働者たちは治安警察法による団結・スト禁止、治安維持法による弾圧にもかかわらずストライキなどで果敢に闘ったり、逮捕を恐れることなく勇敢に闘ったりした歴史がある。1921年には「友愛会」という名前を削り、「日本労働総同盟」（総同盟；約3万人）という労働組合の全国中央組織に改称して成長をとげた。1925年に日本労働総同盟は、右派と左派に分裂し、右派幹部によって除名された組合を中心に、「日本労働組合評議会」（評議会；32組合；12655人）が結成され、階級的ナショナルセンターとして活動を展開した。日本帝国主義・天皇制政府は、1925年、治安維持法を公布し、日本共産党を弾圧し、治安警察法によって評議会など階級的労働組合に解散命令を出した。戦闘的な労働者は、弾圧に屈することなく1928年に非公然に日本労働組合全国協議会（全協）を結成し、賃上げ・解雇反対、侵略戦争反対のたたかいを続けた。1927年金融恐慌、1929年以降の世界恐慌に日本資本主義の危機は深まった。国内では「産業合理化」の名のもとに首切り、労働強化をおこなう一方、海外では中国への軍事侵略をエスカレートさせることによって危機

からの脱出をはかった。

2. 戦前、日本の労働組合は戦争協力に向かった

1927年、28年の「山東出兵」を手始めに、1931年9月18日にはついに公然と中国にたいする軍事侵略、いわゆる「満州事変」を開始した。1945年8月の「アジア・太平洋戦争」の敗北にいたる侵略戦争の幕が切っておとされた。戦争にいかに対処するかは、この時期の日本労働運動にとってまさに決定的な問題であった。日本帝国主義の軍事侵略に対しては、第一次山東出兵に際し労農党をはじめ評議会、日農などは「対支非干渉全国同盟」を結成して出兵反対の闘争をおこなった。その背後には、再建されたばかりの日本共産党があった。中国革命は「世界無産者階級解放の最も重要な一環」であり、「日本帝国主義は日支両国民衆の共同の敵」であると主張した。また単に「出兵反対」を要求しただけでなく、同時に「満蒙を含む在支日本軍隊の即時撤退」「一切の帝国主義的利権、不平等条約撤廃」を要求した。日本帝国主義の主張は、「満州」は日本の「生命線」であり、「満州」にある日本の権益は日清・日露戦争以来の「父祖の血によって」得られたものであり、「満蒙」の権益が失われることは日本の存亡にかかわる問題である、中国側によってこの権益が侵害されたので日本は止やむなく自衛にたちあがったという論理であり、民族排外主義的宣伝に国民が熱狂していく。

「対支非干渉運動」のさなかに「3. 15」・「4. 16」などでの共産党大弾圧は、政治的運動、反戦闘争から多数の指導者、活動家を奪った。しかし、帝国主義戦争反対の立場を守った少数の闘いととも、社会民主主義者を「社会ファシスト」と規定するなどの歴史的過ちも存在した。中間派、日本労農党と組合同盟などは、結成後も無産政党の各派と離合集散をくり返し、右派の社会民衆党と合同して唯一の無産政党＝社会大衆党を結成し、その主導権をにぎったが、侵略戦争の進展に伴い大きく揺れ動いた。「山東出兵」に対して中間派も出兵反対を主張、1ヵ月間ではあったが左派との統一行動をおこなった。

3. 1931年「満州事変」と日本の労働組合運動

1931年「満州事変」にたいしても中間派は反対の立場をとり、全国労農大衆党の内部に対支出兵反対闘争委員会を設けて帝国主義戦争反対の方針を打ち出した。しかし、中間派の内部には「満蒙の権益を日本の労働者農民のために擁護せよ」と主張する者が現れ、戦争の進展にともなって、中間派の指導者麻生久らは、軍部を反資本主義勢力と評価し、これと結ぶことが「日本の国情においては、資本主義打倒の社会改革」の道であると主張するに至り、右派に先んじて戦争協力への道を突き進んでいく。総同盟および社会民衆党を中心とする右派もまた山東出兵には反対であったが、その理由は、出兵は排日運動をまねき「我国勤労階級の生活に悪影響」を及ぼすためであった。この立場は、満蒙にある日本帝国主義の利権を「日本の利権」として擁護することを意味していた。かれらは「現実主義者」であることを誇りとしていたが、その「現実」とは「既成事実」とほとんど同一であった。周囲の現実的状況が熱狂的な軍国主義、排外主義に進んでいくに連れて、次々に「現実」に妥協していった。「総同盟」という組織体の維持そのものが最高の目標となった。そのためには、「罷業絶滅宣言」さえあえてした。

4. 「産業報国運動」の成立後の労働組合運動

「産業報国運動」の展開にたいしても「産業報国は我等の一大理想である」(「労働国策と総同盟」として、この理想実現のためには労働組合の存続が必要であることを訴えた。かれらは労働組合の存続理由として、社会不安に対する安全弁である、共産主義の防波堤であることを主張し、さらに、労働組合があればストライキはなくなり、労働紛議はおこらないとさえ述べた。主観的には、やむを得ず「スト絶滅宣言」をおこなったと考えていた。そして、中間派が率先して「産業報国運動」に挺身したのにたいし「総同盟」の主流派が積極的にはこれに参加せず、1940年の総同盟解体が最後まで組織を維持したことを軍部や警察にたいし「抵抗」したとしているが、「スト絶滅宣言」を行い、「産業報国運動は我等の一大理想である」と強

調したことは抵抗といえるものではなかった。もし、総同盟の主張が入れられて、産業報国会と労働組合とが「並進」し、また産業報国会に「下意上達・上意下達の機関としての労働部」が設けられていたならば、労働者階級の利益は守られたとは思えない。「産業報国運動」成立後も、「産業報国運動」の空洞化を目論んでいたが、官製運動であることによる自発性が除いていた。「産業報国」、「滅私奉公」、「欲しがりません勝つまでは」が、労働者の「自発性」により行われるようになった。「産業報国は我等の一大理想」とうたう組織が、「労働条件の維持改善」を主張することは不可能であった。

5. 1937年「日中全面侵略」と労働組合運動の侵略戦争協力

1937年に日中全面戦争が始まると争議は激減し、最大組織だった全日本労働総同盟はストライキ絶滅宣言を行うに至った。その後、労働組合はことごとく戦争に協力に向かい、日本労働組合総同盟に代表される潮流は労組弾圧の激しさに労働組合の伝統を放棄し、最後には戦争にも協力し、戦前、日本の労働組合の組織化は、全労働者の7.9%（1935年）を組織化するまでになった。日本が侵略戦争を拡大する中、多くの労働組合が解散させられ、最後には労働組合自体も消滅した。戦前の労働組合運動は、戦後とは比較にならない弾圧という困難な条件のもとにおかれたため、戦前、労働組合員の組織化の最高は42万名余（1936年）にとどまり、組織率は、7.9%（実質4.5%（1931年、実質4.5%））をこえることはなかった。

6. マルティン・ニーメラー牧師の言葉の意味を改めて胸に刻む

日本と同じように、第一次世界大戦後のドイツでは、社会民主主義を志向する最大の労働組合、自由労働組合において、産業別組合への再編成が重要な課題となった。大戦後2度目となる1922年大会では、既存の職業別組合・全加盟組合のモデルを設定し産業別組合へと再編成しようとする提案がその大会史上初めて決議された。だが決議の実行をめぐる自由労働組合内部を二分する対立が生じ、再編成案は実行さ

れず次の1925年大会で廃案に追い込まれる。それ以降、再編成が大きな問題とされることはなく、1933年、自由労働組合を含む全ての労働組合はナチスによって解体され、戦争に協力し、ナチスドイツに全面的に協力するようになった。

私は、今、改めて、マルティン・ニーメラー牧師の言葉の意味を改めて胸に刻む。「『発端に抵抗せよ』と『終末を考慮せよ』というあの一対の有名な格言を私は何度も考えてきました。でも、発端に抵抗するためには、それが発端だとわかるためには、終末が見越せなければなりません。ニーメラー牧師は、（ご自分についてはあまりにも謙虚に）何千何万という私たちのような人間を代弁して、こう語られました。

『ナチ党が共産主義を攻撃したとき、私は自分が多少不安だったが、共産主義者でなかったから何もしなかった。ついでナチ党は社会主義者を攻撃した。私は前よりも不安だったが、社会主義者ではなかったから何もしなかった。ついで学校が、新聞が、ユダヤ人等々が攻撃された。私はずっと不安だったが、まだ何もしなかった。ナチ党はついに教会を攻撃した。私は牧師だったから行動した〜しかし、それは遅すぎた』（マルティン・ニーメラー）」ミルトン・マイヤー著『they thought they were free』（『彼らは自由だと思っていた——元ナチ党員10人の思想と行動』（田中浩・金井和子訳、未来社）



マルティン・ニーメラー牧師

搾取はどう語られてきたのか（3）

木村 直樹

スターリンは「搾取」をどのように語っていたのだろうか。「現代の制度は資本主義制度である。このことは世界が二つの対立する陣営に、わずかひとにぎりの資本家の陣営と、大多数のもの、すなわちプロレタリアの陣営とにわかれているということである。プロレタリアは、昼も夜もはたらくが、それにもかかわらず彼らは依然としてまずしい。資本家ははたらかないが、それにもかかわらず彼らは富んでいる。だが、このようなことになるのは、プロレタリアに智慧がたりず、資本家が天才的だなどというためではなく、資本家がプロレタリアの労働の成果をうばうからであり、資本家がプロレタリアを搾取するからである」、さらに「未来の社会は、社会主義社会である。というのは、なによりもまず、そこにはどんな階級も存在しないであろう。資本家もなければ、プロレタリアもないであろう。したがって搾取もないであろうということである。そこには、集団的にはたらく勤労者があるだけであろう」（「無政府主義か社会主義か」1906-1907、『スターリン全集』第一巻）といった。

30年ほどのち、『ソ同盟共産党小史』（1938年）に載せた文章では「いまのところソ同盟だけで実現されている社会主義制度のもとでは、生産関係の基礎は、生産手段にたいする社会的所有である。ここではもはや、搾取者も被搾取者もない。生産物は「はたらかざる者は食うべからず」という原則にしたがって、労働に応じて分配される。生産過程における人間の相互関係は、ここでは搾取から自由な働き手の同志的協力と社会主義的相互扶助によって特徴づけられる」（「弁証法的唯物論と史的唯物論について」『弁証法的唯物論と史的唯物論』石堂清倫訳、国民文庫）とまとめるが、「人間による人間の搾取」の表現はない。

現在、ウクライナ侵略戦争の最中の10月13日、カザフスタンの首都アスタナで開催されたアジア相互協力信頼醸成措置会議（CICA）で、プーチンが「西側諸国を、他の国々の発展

を妨げて貧しい国々から搾取しようとする新植民地主義国家とする主張を展開」したとロイター通信は伝えた。欧米列強がロシアなどの資源を狙っているので防衛戦争で立ち向かうのだろうが、プーチンはヒトラー、スターリンの位置に立ってロシアはかつての日本である。

リセの哲学教師シモーヌ・ヴェイユは「地表に勢力争いがあり、勝利の決定的要因が工業生産である限り、労働者は搾取されるだろう。マルクスはあらゆる工業国に社会主義が建設されたとき、あらゆる闘争は終わると推測した。しかし革命は同時に万国で行われはしない。一国で革命が行われると、労働者搾取が終わるところか、他国より強くなるために搾取・抑圧が強化されることに、ロシア革命の歴史の語るところである」（「自由と社会的抑圧の諸原因にかんする考察」『シモーヌ・ヴェイユ著作集』I）と、労働者として工場に入って書いた。ロシアには「1923年以降、いったいどれだけのボリシェヴィキが除名され、逮捕され、流刑され、殺されたか-それはやがてスターリンの政治警察のアルヒーフを開いたときに知りうるであろう」（『裏切られた革命』藤井一行訳）と自らも暗殺されたトロツキー（ウクライナ生まれ）が予言したような「搾取」を凌ぐ現実があった。

日露戦争に反対した堺利彦、幸徳秋水による『共産党宣言』翻訳は「平民新聞」53号（明治37年11月13日）に掲載されて、新聞紙条例違反で発禁（発売停止と差し押さえ、同一主旨の記事掲載停止、次は第3章を入れて「社会主義研究」第1号（明治39年3月15日）に学術雑誌として掲載、1921（大正10）年5月に出版された。実は「平民新聞」52号も発禁、11月13日予定されていた園遊会も禁止、11月16日には社会主義協会が、安寧秩序に妨害ありとして治安警察法第8条2項違反により結社禁止となった。この英語重訳ではexploitationは「搾取」でなく「掠奪」とされた。

「紳士閥は、従来宗教的及び政治的幻想を以て覆面せる掠奪に代ふるに、裸体、無恥、直接、残忍なる掠奪を以てせるなり」、「紳士閥は其世界的市場の掠奪に依て、各国の生産及び消費をして世界的性質を帯ぶるに至らしめたり」、「労働者が製造家に依りて掠奪せられり、終に現金を以て其賃金を受取るに至るや、彼は直ちに紳士閥の他の部分即ち地主、小売商人、質屋等の為に更に利用せらるるなり」という具合である。

幸徳秋水が訳した「麵包の略取 THE CONQUEST OF BREAD」でも「掠奪」を使う。「忍耐を説くのは無益である。平民は此上は最早忍耐しないのである、若し食物が共有とならねば彼等は麵包屋を掠奪するに違ひない」、ここはplunder、「強壯なる労働者は、彼等を掠奪する雇主の欲望の為に仕事を得ないで居る、婦女や小児は夜も宿る所なくて漂泊ふて居る、全家族は乾からびた麵包で辛く命を繋いで居る、男も女も小児も、看護の不足の為に、甚しきは食物の欠乏の為に死しつつある、是れ吾人が日々見受る所である」、これはexploitation、「強者が弱者を掠奪し、富者が貧者を掠奪しない組織は一つとして無いからである。そこで統計家連は必ず吾人に向ってお得意の論法でやって来る、『それ見玉へ、此掠奪を止めるのには国家の干渉が必要なんだ!』」、「技師や、科学者や、医師は唯だ其資本—即ち其得業証書—を利用して掠奪するので、恰も中等階級の雇主が工場を利用し、貴族が其門地爵位を利用すると同じである」はexploit、「職工を絞って」はsweatingなど、随意になる。「欧州の農業が如何に悲惨な状態に在るかは吾人の知るところである。土地の耕作者は、若しも地主に劫掠されなければ、必ず国家から強奪される」、「劫掠され」はplundered、「強奪され」はrobbed。

河上肇も「資本家と労働者との利害はだから同一だ、と有産者の経済学者は主張する。実際そうだ！資本が労働者を使ってくれなければ、労働者は亡びて仕舞ふ。資本は（又）労働〔力〕を絞り取らなかつた、それは亡びて仕舞ふ、そうして其れを絞り取るためには、資本はそれを買はなければ為らぬ」（『賃労働と資

本』大正10年）と、「絞り取る」という言い方をしたり、「労働の掠奪—この仏蘭西語を使ふことを許して貰ふ—の真実の比例を、吾に示して呉れる唯一のものだ」（『労賃、価格及び利潤』大正10年）には、「掠奪」を当てた。また「略奪」「収奪」「奪取」などの言葉も並行して使われた。

ところが、この同じ大正10年に刊行されたレーニン『労農革命の前途』（新生会同人訳、下出書店）では「搾取階級」、「地主ブルジョアによる農民階級の経済的搾取」「民衆（被搾取労働者の意）」などと「掠奪」ではなく「搾取」を選んだ。これは前年大正9年に出た高島素之訳、福田徳三校注『資本論』が「搾取」という訳語を用いていた影響と考えられる。

葉山嘉樹は愛知時計のストを指導して治安警察法により逮捕された。大正12年7月20日、千種監獄で「『資本論』第一巻三冊読了。夕刻第三巻一冊に移ル」（『葉山嘉樹日記』）。「搾取」を把握しつつ葉山嘉樹は「淫売婦」（1923、7・10、千種監獄にて）の中で「私は淫売婦の代りに殉教者を見た。彼女は、被搾取階級の一切の運命を象徴しているように見えた」（「文芸戦線」大正14年11月）、その後、差入屋のジャムパンは、そのパン生地は八十パーセント以上を露出してゐるにも拘らず十五銭である。余りに搾取率が高過ぎはせぬか」（「文章倶楽部」13巻-7号、昭和3年7月1日）とユーモアを記す。

小林多喜二は1927（昭和2）年3月10日に「資本論の第一篇を読了し」、3月14日の日記に「磯野進の小作争議の演説を聞こうとして行ってみたところ、何十人という巡査が表に居り、入場を拒絶している。外では沢山の人達が立ち去りもしないで、興奮し、官憲とブルジョワの横暴をならしていた。一労働者のようなものゝ口から「搾取」などという言葉が常識のように出ていた。時代が進んだことを思った。皆目覚めているのだ。自分も興奮して帰ってきた」また「党生活者」に「女工に対する搾取は急激に強まっている」と書いた。

（つづく）

「愛知争議団の歴史と現在」

お話：植木日出男さん

松本 朗



9月30日、市民活動推進センターで第91回ユニオン学校「愛知争議団の歴史と現在」が行われ26名が参加しました。お話は愛知争議団連絡会事務局長の植木日出男さんが行いました。1960年代、多くの青年が工場で働くようになる中、各地で労働争議が発生し、1962年に東京争議団共闘会議が結成されたのを初めに1965年には名古屋争議団共闘会議が結成されました。そのご解散しましたが再建を実現し、現在の「愛知争議団連絡会」となり活動しています。今回のユニオン学校では組合結集率の低下と労働委員会の後退、司法の反動化が進む中、今後の労働争議をどのように取り組むかを考えようという趣旨で行いました。（以下、概要）

まず愛知争議団とは職場で不当労働行為が起きた時に裁判や労働委員会に訴える個人や団体の相互協力体です。主に労働法制の改悪反対、不安定雇用の増大に反対し人権侵害を許さない取り組み、地域行動、統一した要求のための共同行動、その他の地域からの共闘要請に応じた取り組みを行っています。結成の経緯は1965年に名古屋争議団共闘会議を結成。翌年、個別での争議が多く、自然消滅。1969年に愛知争議団共闘会議としての再結成準備会が行われ1970年に結成し、全県に運動が始まりました。そして1978年10月、運動が広まる中で今の「愛知争議団連絡会」が結成されました。

戦後の労働運動はどのようなものだったのか？1946年に産業別会議が結成され賃上げ運動で1947年にゼネストを計画しますがアメリ

カ進駐軍の命令で中止になり執行部と各労組との間に溝が深まります。その後1950年代～60年代に総評、中立労連、同盟が結成されますが大企業が中心で企業寄りの方向に進みました。その後の1989年、大企業の組合は連合を結成し、企業側に就くことに反対した組合は全労連を結成し、どちらも良しとしない組合は全労協を結成しました。

労働争議の時代的特徴としては1950年代では民間大企業での賃上げと解雇撤回闘争でした。1960年代から90年代にかけては組合活動家の解雇撤回闘争が増えました。組合に対する弾圧も戦前からありました。戦後は三井三池争議で労働者が会社にやとわれた暴力団に刺殺され警察は労働者を取り締まるというものでしたが80年代の国鉄分割民営化は国が直接、組合をつぶすために行いました。さらにそれは連帯ユニオン関西生コン支部への弾圧につながります。

愛知の組合状況は民間組合の連合が中心でトヨタ、中部電力、名鉄、新日鉄等です。争議支援などはしていません。愛知県労働委員会では労働法の専門家がおらず、労働者側の委員においても連合からの推薦者で固められているため不当労働行為に対してきちんと命令がだせず労働者の救済機関になれていない状況です。

大企業では組合があっても労働運動がない状況が続いています。その中で労働者は分断と自己責任論が強くなる中、団結して要求することが出来なくなってしまった。そんな状況ですが現在も以下の労働争議を取りくんでいます。「明治乳業争議」「やまぜんホームズ労災認定」「中部電力新入社員労災認定裁判」「東農信用金庫パワハラ自死裁判」「全国一般日本アクリル支部争議」「FM愛知争議」「鈴鹿大学裁判」などです。

記録録画のアドレス

<https://youtu.be/QqZjQw6xhcg>

「名古屋合同労働組合の時代」 お話：木村直樹さん

名古屋における戦前からの労働運動の歴史を学ぶ。

松本 朗



10月20日、名古屋市民活動推進センターで第92回ユニオン学校「名古屋合同労働組合の時代」が行われ、社会運動史家でユニオンと連帯する市民の会代表の木村直樹さんがお話されました。名古屋合同労働組合は1925年（大正14年）に350名で結成されました。今日の個人加盟で活動する地域労働組合の源流です。1920年代中期から1930年代（戦前の昭和初期）における名古屋合同労働組合を中心とした名古屋における労働運動の歴史について学びました。以下、お話の概要です。

1920年6月26日に名古屋労働者協会が結成されます。そこではプロレタリア文学の葉山嘉樹もかかわっています。1923年6月には共産党への最初の弾圧事件があり80名が逮捕され翌年24年に第1次共産党解党と言うことが起きますが、翌年の1925年1月15日に名古屋合同労働組合が結成されました。この時、日本労働組合中部地区評議会が存在し765名の組合員がいました。1926年には浜松楽器、アジア製靴争議を支援し1927年には豊橋一般労働組合が結成されます。組合員も増え1928年3月ごろには中部地評は1600名ほどになります。しかし翌月4月には日本労働組合評議会は結社禁止になってしまいます。

この弾圧から日本労働組合全国協議会（全協）結成のための動きが始まります。1929年には丸織（愛知織物）争議、トヨタ紡織押切

工場争議がおこり中部合同労働組合が反戦ビラを各工場に配布したりしています。このころ朝鮮人労働組合と再建一般労働組合が合併して1930年6月に豊橋合同労働組合が結成されました。さらに1934年には日本労働組合評議会（全評）が結成されました。そして1935年には名古屋合同労働組合が再建されたのです。名古屋合同労組は愛知時計、日本車輛、日本陶器、名古屋紡綿、御幸毛織、帝国燃糸、庄内川レーヨンで争議を指導し、1936年には大同製鋼の争議も指導しました。

しかしここでまた新たな弾圧が起こります。1936年12月5日、人民戦線事件で名古屋合同労働組合の石川友左衛門や申祝山など71名が逮捕され、1937年には全評は結社禁止になり解散しました。（名古屋合同労組の組合員は3分の2が朝鮮人だった）そんな中でも愛知時計でストライキがおこり右翼の愛国争議団と名古屋合同労働組合が共闘したりしています。

1945年、日本の敗戦により労働運動が再興します。1954年、中小企業の倒産、人員整理が続出し総評と全労は1955年の大会で中小企業労働者の組織化の方針として合同労組を取り上げます。1958年、名古屋中小企業合同労働組合結成、1960年に半田合同労働組合、1961年に名古屋一般合同労働組合、1961年には全日本自由労働組合東海地区生コン支部、1963年には再び名古屋合同労働組合が結成され、のち68年に全愛知金属産業労働組合となり1989年に現在のJMIU愛知支部となりました。

記録録画のアドレス

<https://youtu.be/m3MjDE9eQJ4>

※ 告知欄 ※

第95回ユニオン学校

最低賃金の大幅引き上げは どうすれば可能か

お話：後藤陽司さん

日時：2023年1月18日（水）18:30～

場所：市民活動推進センター集会室

「乙女たちの沖縄戦」上映会

日時：2023年1月8日（日）13時10分開場

場所：イーブルなごや ホール

世の中どうする？

種子法廃止と憲法

食料への権利確立をめざして

日時：2023年1月14日（日）11時分～

場所：社会文化センター

老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟

2023年3月13日（月）@名古屋地方裁判所

10：30～高浜原発1.2号機 第26回 口頭弁論

14：30～美浜原発3号機 第24回 口頭弁論

関生組合員との学習交流会

日時：2023年3月21日（火）13時開場

場所：労働会館本館



みんなでつくるユニオン学校。どなたでも参加できます。運営に力を貸してください。

最低賃金の大幅引き上げは どうすれば可能か

お話 後藤陽司さん

(ユニオンと連帯する市民の会運営委員・元県立高校教員)

日時：2023年1月18日（水）18時30分～

場所：市民活動推進センター集会室 ※地図裏面

主催：ユニオンと連帯する市民の会

連絡先：080-3543-9205（松本）090-9936-8202（木村）

会場カンパ
500円ほど

物価高騰が止まらない。低所得の労働者の中からは「最低限使う電気、ガスは減らしようがない。趣味は控え、食料も安いものに変えた。衣類を買う余裕はない」「お風呂ではなくシャワーで済ませ、暖房をいかに節約するかを考えている」など生活に苦勞する声が上がっている。



欧米では、最低賃金の引き上げが旺盛に行われている。フランスやドイツでは既に何回も引き上げられている。さらにEUでも、10月1日から12ユーロ（約1683円）に引き上げられた。日本でも、東京をはじめ各地で最低賃金の再改定を求める動きが起きている。日本の最低賃金は「健康で文化的な生活」が送れない低水準、地域間格差があるため地方経済が成り立たないと言われる。どうすれば大幅引き上げが可能か、考えてみたい。



編集後記

2022年も残すところあとわずか。ウクライナ戦争、安倍元首相射殺事件・国葬問題、統一教会の政治への介入発覚。円安からの物価上昇。非正規労働者の増大-格差の拡大。日本は低賃金の「安い国」になってしまった。明日への不安を抱え、今日生きること必死な人々。怒りの矛先を間違えぬよう、繋がりを生み出すための「不満分子のたまり場」としてのパブ（居酒屋）が欲しい。（楽人 大場）

事務局連絡先

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-3

労働会館本館306号 健康センター内

Tel&(fax)：052-883-6966(6983)

メール：sf17wtkg@tg.commufa.jp

ユニオンと連帯する市民の会

お願い！ 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

1部100円

本年度の会費・カンパの振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号：00820-7-169123